

会議録

令和3年第4回更別村議会定例会

第2日（令和3年12月14日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 村政に関する一般質問
- 第 3 議案第98号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件
- 第 4 議員の派遣の件
- 第 5 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（7名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		3番	小谷文子
	4番	松橋昌和		5番	太田綱基
	6番	安村敏博			

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	総務課長	末田晃啓
総務課参事	女ヶ澤廣美	企画政策課長	本内秀明
企画政策課参事	高田大資	産業課長	高橋祐二
住民生活課長	小野寺達弥	建設水道課長	佐藤成芳
会計管理者		子育て応援課	石川亮
保健福祉課長	新関保	教育委員会長	小林浩二
診療所事務長	酒井智寛	教育次長	
学校給食センター所長	安部昭彦	農業委員会事務局長	川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤敬貴	書記	伊東秀行
書記	南雲美幸		

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は7名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、遠藤さん、7番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 村政に関する一般質問

- 議 長 日程第2、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

7番、織田さん。

- 7番織田議員 議長の許しを得ましたので、更別村ゼロカーボン宣言と取組について質問いたします。

地球温暖化の国際合意を受け、我が国でも温室効果ガス削減の対策を推進しています。本村でも必要な電力を太陽光発電などを用いて村内で賄えるようにし、2050年までに温室効果ガス排出ゼロを目指すとして、管内では2例目のゼロカーボンを宣言しました。村内では、今メガソーラーや多くの太陽光発電の施設があります。バイオガスプラントの計画も進んでいます。一方、排出対策では、村地球温暖化対策実行計画に基づき取組が続いています。今新たにここでゼロカーボンを宣言したのは何か将来構想があつてのことだと思いますが、今後どのように発電や排出対策に取り組み、産業や住民生活に何を求めるのか見えません。また、更別村総合計画や過疎地域持続的発展市町村計画の変更なども必要になってくると思います。宣言に至った将来構想、各計画の見直し、そして今後の住民生活と村づくりについて質問いたします。村長にお伺いします。

- 議 長 西山村長。

- 村 長 織田議員さんのご質問の更別村ゼロカーボン宣言の取組についてお答えをいたしたいというふうに思います。

令和2年10月26日、菅内閣総理大臣は国会における所信表明演説におきまして、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力し、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言いたしました。このカーボンニュートラルを日本の新たな成長戦略として産業構造や経済社会の発展につなげるため、国と地方が総動員で取り組むよう指示があったところであり、全国においてもゼロカーボン宣言をする自治体が増加している状況に

あります。国は、脱炭素社会における成長戦略を実現させるため、地方を支えるために様々な支援、その取組を加速化させており、また地球温暖化対策推進法が令和4年4月1日に改正され、2050年カーボンニュートラル宣言の基本理念を位置づけることとなっております。

第1点目の宣言による将来構想についてであります。近年気候変動による豪雨や猛暑など災害が世界中で頻発し、更別においても先日暴風雨ということで、予期しないそういうような自然災害が起きておりますけれども、今後はその危険性はさらに深まると、高まるということが懸念をされております。その主な原因は地球温暖化とされておまして、未来世代への大きな影響を及ぼす重要な課題となっておりますことから、更別村では平成13年度より行政事務に関する地球温暖化対策実行計画、現在は第5期ですけれども、策定し、二酸化炭素排出量の削減に努めてまいりました。

私たちが住む十勝は、温室効果ガスの吸収源となる森林資源が豊富であり、全道一の日照時間を生かした太陽光発電などの取組が進んでおります。更別村でも各企業が大規模な太陽光発電を整備するなど、積極的に導入を進めている状況になっております。国が推進する脱炭素社会の実現には、成長戦略の重点施策として早急に事業着手することが求められておまして、更別村においても令和3年9月1日、開村記念日におきましてゼロカーボン宣言をしたところであります。今後は、地球温暖化対策実行計画などの見直しを含め、国や北海道との計画の整合性、連携を図りながら、実施計画策定のほか、環境省が検討している脱炭素先行地域への取組を推進していくこととしております。

2点目にあります宣言と各計画との整合性についてであります。国が成長戦略の重点施策としたゼロカーボン事業は、地域の課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生を目的としております。ゼロカーボンを実現するためには、地球温暖化対策実行計画のみならず、新エネルギービジョン計画、総合計画などの各種事業計画との調整や連携が必要となっております。実施計画は、令和4年度に策定する予定ですが、役場内での各種事業計画の調整はもとより、地元企業との連携や地域住民との合意形成が重要であると考えております。また、この実施計画は実現可能とすべきことから、将来における再生エネルギーの導入や二酸化炭素の削減目標などを十分に分析、検討する必要があるため、計画的なスケジュールにて進める予定としております。更別村の住民一人一人が脱炭素、ゼロカーボンの主体となるよう再生エネルギーなどの地域資源を最大限に活用し、地域経済の活性化を目的として推進してまいります。

今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 私このゼロカーボン宣言聞いたとき、管内で2番目だったものですから、もっと進んだ構想を基に宣言したと思ったのです。例えば近々の課題でいえば今EV車、電気自動車が非常に進んでいます。更別も今後公用車は電気自動車に入れ替えていくというような、最低でもそのような明確な構想が聞けるかなと思ったのですけれども、ちょっとこれは意外な回答だったので、質問に苦慮しているのですけれども、そこで今後少子高齢化が

進む中で、ゼロカーボンを目指した更別村が今抱えている課題いろいろありますけれども、我々が10年、10年はすぐ来ますので、20年、30年後の更別のゼロカーボンを目指したときにどんな村づくりをしていくのかなど。まず、最初はエネルギー、発電です。これは、今自然エネルギー、村長言われたように太陽光発電が多く、メガソーラーなどができて、今後は恐らくバイオガス、そして何か大樹町で取り入れられたと言われております地中熱利用などが技術的にも進んでくると思います。その中で、今本村においては、バイオガス施設がメガソーラーを含めたくさん設置されておりますけれども、それに対して今後村の美観、そしてまた施設による雨水の流れなどの自然災害、そしてまた今後農地拡大とかいろんなことが進んでいく中においてその施設がどういう位置を占めるかということで、村としてもある程度計画性を持って進めていったらいかがでしょうかということです。

あと、2点目ですけれども、温室効果ガスです。まず、削減には、今大変多くの公共施設があります。将来20年、30年後、恐らく私たちが親の世代になったときを考えると施設が空いてくるというのですか、耐用年数を迎えてきます。そういう中において今後少子高齢化で人口が減ったときのことを考えて、利用度合い、あるいは利用内容を精査し、統廃合を進めることによって、それも自然エネルギーを十分取り入れたような施設を考えていくことによって、やはり今施設を維持するのは大変な経費もかかっていると思いますので、そういう経費節減の面からもそういうことを考えていってはどうでしょうかということです。

もう一つ、住民生活の中で今非常に問題になっているのが郊外に住む高齢者の移動手段、足の確保だと思うのです。今免許を持っているのも、非常に維持していくのも厳しい、高齢者運転というのも問題になっていまして、厳しくなっております。それとともに免許証の返納も増えております。私たちがこれから免許返納したらどうやってまちへ出てこようかなど、どうやって自由に動こうかなどということが大きな不安となっております。そんな中で、一部もう見られるのですけれども、もし今後太陽光発電などを必要とした自給自足の住宅、あるいは蓄電池も開発されてくると思いますので、そういうところにリフォーム、あるいは建て替えるのであれば、高齢者になったときのことを考えて、交通の便とか施設等の利用の面でも移動しやすいまちへ建てることも考えてはどうでしょうか。そして、まちへ建ててもらふことによって移動とか、それから移動したら買物したりいろいろする中で車等、あるいは使ったエネルギーを削減していくことがゼロカーボンにつながるのではないかと思います。

最後ですけれども、これは先ほど村長も言われたのですけれども、今回の大風、大変な被害を受けました。そこで、保安林、村有地の空いている未使用のところもありますので、あるいは未使用の民有林などをそういう保安林にできないかなど。防風林も必要だと思います。そのときに、今までの主体はカラマツですか、松主体に考えていたのですけれども、これからはあるとすれば、二酸化炭素吸収の多い木があればそれも一つの防風林の種類として選択していくことを検討してはどうかなどと思うわけですね。

以上、私の提案もあるのでありますが、今すぐ取り組めること、また長い時間を要しない

と取り組めないこともあるのですけれども、我々が20年、30年後になったときの更別村がどういう姿であるかを青写真というか、描いてみて、そのような検討をするところを設けてはどうでしょうかという提案でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんのお話全てそのとおりであります。本当にやっていかなければいけないというところで思っていますし、大変ありがたいご指摘をありがとうございました。

村として、最初の答弁ですけれども、一般的ではありませんけれども、至った大枠についてお話しさせていただいたのですけれども、もちろん具体的な部分については、今後ということではありませんけれども、今までも村ではコンポストとかりサイクルセンターとか、あるいは太陽光の住宅の設置をしたとき補助するとかいろんな形で、そして村民の方にもご協力を願って、むしろ本当にその部分では意識が高く取り組んでいただいているということを非常に感謝をしています。太陽光発電にしてもメガソーラー等々がありまして、村内の事業者もありまして、太陽光発電では学者さんのお話を聞くと既にCO₂の削減については、これについては大幅にクリアしていると。太陽光についてはそうですよと。ただ、その太陽光の発電が村内に生かされているかどうかという点では、これはきちんとしていかなければいけませんけれども、CO₂削減についてはクリアであると。ただ、ほかの部分についてのクリアできていない部分もあるので、その部分を含めてということでありました。

9月1日に宣言をさせていただきましたのは、やっぱりこれから織田議員さんがおっしゃっているように20年、30年後そういう社会になっていくと思いますので、なるべく気象変動が激しい中で村民の方々や事業者、議会の皆さん、そして行政が全体として気候変動に立ち向かっていくのだという方向を指し示すということと、それと太陽光発電、特に我が村の場合は農業の自給率が高いわけですけれども、再生エネルギーの分野でも高くしていきたいということでもあります。温室効果ガス、農業が主たる部分もありますけれども、その部分は畑と森林を守るということできっちりやっていきたい。食料自給率、今6,800ですけれども、食品のロスとか、スーパーシティでも言っていますけれども、1万%にこれを変えていくのだという話もさせていただいています。ということで、具体的には環境省のいろんな計画等々の部分でしっかりした部分については来年1年かけてやっていきたいというふうに思います。その部分でどういうふうな分析、今第5期の部分でも出したのですけれども、村の排出しているCO₂あるいはメタン、いろんな部分の量の測定をしっかりと。その部分でどういうふうに削減していけばいいのかということを実画的に組み立てていく必要があります。では、どの分野でどうしていくのかという点についてもやっていきたいというふうに思います。

今考えていたのは、非常電源付きのスマート街路灯防災対策とか住民向けの省エネ家電の導入の支援とか、もちろん村の施設もそうなのですけれども、蓄電池今どんどん、どんどんいいものができてきていますけれども、それを実用するため住民向けの蓄電池の導入支

援とか、EV車、私もやっぱり公用車はEV車か、鹿追さんはもう水素自動車になるのではないかというお話をこの間ある金融関係者から聞きましたけれども、もう既にあそこはそういう形で新エネルギーをつくっていますので、そういうようなこととか、やっぱり公用車はそういうような形にしていかなければいけないと思います。そのための、村内の業者にもお願いしていますけれども、EVスタンド、そういうものを設置していきたいと。高規格も近いですから、EVスタンドがこの村にあるよということになれば、電気自動車走っていてもさっと下りてきて、すぐに充電できるというようなところも考えております。

公共施設のもちろん省エネ家電、発電施設の導入の支援、EV公用車、民間企業だけではなくて、農業者の皆さんへのそういうような農業に関わる蓄電池とか、今もう既にEVトラクターができていうふうには話を聞いています。自動走行よりもそっちのほうが早いのではないかというような話も聞いていますので、そういうようなこととか、民間企業の農業・商業者へのEV自動車の導入の支援、環境対策のため、村は非常に多いのですけれども、植樹、商工会とか建設協会が一生懸命やっていますけれども、そういうものを当初考えて、具体的にそういうもので進めていけばどうかなというようなことを今考えています。そこをある程度検討しながら、どれをするということは今明言はしませんけれども、登載していきたいというふうに考えていますということであります。

そして、2番目の統廃合等、やっぱり維持経費、道路も年間2億円ですか、そして下水道とかインフラの関係入ってくると、第6期計画でいろいろありまして、本当に過疎の地域の指定が結果的に継続されたからよかったけれども、これなければ子育て支援からいろんな部分全部削っていかなければいけない状況に至っていたのではないかというふうに思います。今そういう形でせつかくのチャンスがありますので、しっかり整備できるところは整備すると同時に経費削減のために、織田議員さんおっしゃったように、統廃合とかそういう部分も鑑みながら、そういうもので削減していく方策をしっかりと考えていかなければいけないと思います。これについてはPFIとかPPPとか民間企業を導入したようなやり方、村内の企業の皆さんに参画をしてもらいながら公共施設の維持管理とか建設を行っていくというようなことで、財政出動をできるだけ抑えていくような形で協力をしていただけるような方向性を出していきたいというふうに思っています。

3番目、もともとスーパーシティのきっかけは、台風による小麦の防除ができなかったところがあるのですけれども、もう一つ大きいのは、高齢者が織田議員さんがおっしゃったように免許を返納しても移動手段がないということだったのです。これについては、後ほどまた小谷議員さんからも質問がありますし、今はどこの町村も苦慮している状況で、ましてやタクシーのない町村だとどういうふうにそれを運営していくのか。もちろんまちの中も巡回しなければいけないし、農村地区からまちの中、あるいはそこから帯広とかいろんなところに行くのにやっぱり足の確保をしなければいけないということで、その部分については今デマンドタクシーを運行して、解決しなければならない課題もいっぱいあるのですけれども、その部分で実走段階に入ったということと、もう一つは省エネの関係から見れば今関

係企業の中で電気自動車、電気バスとか、村内5Gが網羅しているものですからある程度走れる、夏場ですけれども、冬はちょっと厳しいというところありますけれども、そういうようなもので実証をしながらやっていきたいというふうなことを思っていますし、その部分でもCO₂の削減、あるいは省エネの関係しっかりやっていかなければいけないと思います。

森林関係、保安林、そうですね。皆さん方も視察に参られるということをお聞きしているのですけれども、村内何回か回ったときに村の保安林が倒木をして生産者の皆さんの畑に大変迷惑かけているということは、除去に努めているわけですけれども、やっぱり防風林といいますか、そういうものもある程度必要ですし、CO₂を吸収するというところから考えればその部分でもしっかり森林の植栽とか手入れ、その部分についてはやっていかなければいけないというふうに思います。そういう部分では提案もありました、民有地とかそういうような活用できないか。その部分もしっかり考えていきたいと思います。

このゼロカーボンの部分については、CO₂の削減をするのと、2つ目に再生エネルギーを使いなさいと。3つ目に、新エネルギーを使いなさいという3つ入っているのです。よく見渡すと、庁舎内では住民生活課から産業課から企画課からある程度関わってきて、縦でやっていたはできないのです。それで、ご指摘のとおり、そういうような考えていくところ必要ではないかということで、環境省も積極的に今財政出動していますので、計画等々の作成に当たっては1,000万を限度として、そういう交付金を全国自治体に積極的なところには交付しながらやっていくということでもありますし、そのことについては来年度効果的に活用させていただいて、しっかりとした本当に村民の皆さんに納得のいくような実施計画、さらには今実施しているところもありますので、本当に大事なことは織田議員さん言ったように今できることは今やると。そして、将来にわたってやるところはしっかり手順を踏んで計画を立ててやりなさいということでもありますので、その部分自覚をしながら、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長 7番、織田さん。

○7番織田議員 最後になるのですけれども、村長今大変しっかりした計画を進めていきたいと。各課も横断したような体制を取っていきたいという話でした。私は、更別村に今後、我々はもういなくなるかもしれないけれども、2050年ですか、の更別村描いたときの都市計画というか、青写真、このようなものを企画するような、ちょっと先の長いような検討になると思うのですけれども、進めていってはどうかと。それに関わる感じなのですけれども、やはり住民主体、それから農業者をはじめ各種団体、そしてまた行政、これがしっかりタッグを組んで、人口も減ってきます。少子化になります。インフラも恐らく大変な状態になります。これをどうするかということをしっかりみんなで検討していくことが私は必要だと思っております。そのときに必ず出てくるのが大学ですとか企業ですとかという話がよく出てきます。これでは村民はいまいちついていけないのです、正直言って。住民自らが立ち

上がって企画して進めていくことが住民に受け入れられる最大の条件だと思います。

以上、私の感想もありますけれども、これを最後の質問として終わらせていただきます。

○議 長 西山村長。

○村 長 先ほどの1点ちょっとお答えしていなかったのですが、バイオガスの関係ですけれども、今生産者の皆さんとかJAさんとかで協議を進めています。そういういろんな企業さんも参入をしたいということでもありますし、集約型にするのか、分散型にするのか、そのエネルギーをどういうふうに、液肥とか熱の利用とかというのを今検討しておりますので、その部分については決まり次第報告をさせていただきたいというふうに思います。

おっしゃるとおりです。大学とかそういう企業さんとか研究者とか、それは一つの手段というか、方法といいますか、補完的な部分で助けていただいていますけれども、私は主体は、今回のスーパーシティの提案もそうですけれども、住民主体でなければいけないというふうに思っていますし、20年、30年後にこういう村にしたいという青写真をつくっていくためにもある程度それは提示をして、これからもっと詳しくしなければいけないと思っていますけれども、やっぱり我々の行政側の意識も変えるのと同時に住民の方もおらが村はおらの村なのだから我々を変えていくという、そういう意識を持ってやって、お互いに手を取り合ってタッグを組んでやっていかないと村づくりはできていけないと思うのです。その点に関して言えば、商工会さん、JAさん、各団体含めまして、NPOさんとかいろんな形で動いていますし、私は非常にありがたいと思っているのですけれども、そういうところと地に足を付けて、住民の声を聞いて、聞き上手というのですか、首相ではありませんけれども、本当にそここのところ自分ではちょっと反省しているところありますけれども、しっかり聞きながら、耳を傾けながら一つ一つのことをやっていくという。そこに企業とか研究機関も参画をしていただくということで、そのところはしっかり足元を踏まえて取り組んでまいりたいと思っています。

大変ありがとうございました。以上です。

○7番織田議員 つまらない要望も言いましたけれども、期待も込めておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議 長 順次発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 議長の許可をいただき、通告に基づき質問させていただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

今回の質問につきましては、これから本番となる冬の雪対策について並びに就学前の幼児教育、保育等の総合的提供に向けての指針についてのご質問をさせていただきたいと思っております。それでは、順を追ってご質問させていただきますので、明確なる回答をいただければというふうに期待を申し上げたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

除雪時の車両、歩行者の安全確保に向けた改善対策の必要性についてご質問をまずさせ

ていただきます。いよいよ冬将軍の到来の時期を迎え、体制整備に余念のないことと思いますが、年度によっては積雪量の違いはあるものの、近年降雪に伴う除雪対応に当たり車両及び歩行者の安全確保に懸念を抱いているところでございます。降雪による除雪がなされるたびに積もった雪山が交差点の視界を妨げている実態にあり、特に役場前通りの中央分離帯の残雪、雪山は、普通乗用車には極めて危険な状態というふうに感じております。事故が発生してからでは遅過ぎますので、改善に向けた対応を求めたいというふうに思います。

また、歩行者の歩道確保につきましては、例年除雪後アイスバーンの長期化により歩行路面が劣悪化、路面が車道側に傾斜していることもあり、多くの住民は車道を歩行している実態があり、小中学生は危険を感じながらの通学となっております。人命優先、危険防止の観点からも早急に改善、是正が必要であると考えます。

加えて市街地村道の各所では、舗装劣化により路上に雪が残り、わだちによる車両運行に支障が生じているところもあり、危険を感じているところでございます。冬の事故発生を未然に防ぐためにもしっかりと対応を図ることが必要であります。課題解決の認識と対策について村長の見解を求めます。

まず、1点目、車両、歩行者安全確保の観点から、主として市街本通南1線から南2線間、役場前通りから国道に至る各交差点などの排雪処理の是正が必要であると感じますが、見解を求めます。

2番目、役場前通りを中心とした歩道歩行者の安全確保についても是正が必要と思われるますが、それらの見解も求めたいというふうに思います。

3番目、市街地村道の舗装が経年劣化により凸凹が生じ、除雪効果が期待できない場所が散見されますが、実態把握と改善対策について見解を求めます。

以上、お願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの除雪時の車両、歩行者の安全確保に向けた改善対策の必要性についてお答えをいたします。

村道の除雪延長は246.2キロメートルを計画し、第1次路線は主要幹線道路で、市街地と主要集落、施設を連絡する道路とし、2次路線は第1次路線の効用を高める主要道路、3次路線はそれ以外の道路として区分、位置づけをし、除雪を行っております。歩道の除雪は、片側、両側歩道合わせて40路線、13.6キロの除雪を行っております。

ご質問の1点目であります。車両、歩行者の安全確保の観点から、主として市街地本通南1線から南2線間と役場前通りの国道に至る各交差点などの除雪処理の是正についてであります。本通は、南1線から村道更別停車場線の間は道道更別停車場線、村道更別停車場線から村道南2線乙の間は道道更南更別停車場線で北海道の管理となっております。北海道の除雪手法は、車道と歩道の上に雪を置き、高さ2メートルに達したときか、雪が路側線を越えたときに排雪を行う手法で、北海道のほか多くの自治体で採用されている手法であります。作業を行っております。交差点も排雪を行いますが、基準の高さが2メートルとなっ

ていることから、普通乗用車の目線で視界を妨げる状況になった場合も行っていただけるよう要請を行ってまいります。

役場前通りの国道から道道の間は、村道更別停車場線で村の管理となっております。村の市街地の除排雪手法は、効果的でスムーズな除排雪として管内でも特徴的な除雪と排雪を同時に行う方法によって行っておりまして、この方法につきましては結果として早く排雪を終えると評価をされております。住民にも定着をされているところであります。今回安村議員さんが心配をされている中央分離帯につきましては、小型ホイールローダー等により交差点部分の除排雪を行い、普通乗用車の目線で視界を妨げる状況を回避してまいりたいと考えております。

質問2点目の役場前通りを中心とした歩道の歩行者の安全確保についてであります。村道更別停車場線の国道から道道の間の歩道はブロックで、他の路線はアスファルト舗装で施工されております。アイスバーンの長期化の対応としては、効果的な手法はなかなか難しい面もありますけれども、焼き砂や塩化カルシウムの散布を行う等の対策を行い、通行に支障のないように配慮してまいりたいと考えております。

質問の3点目、市街地村道舗装の凹凸の改善についてであります。経年劣化等により本当に凸凹が発生している箇所については、舗装、補修の実施や舗装強化、オーバーレイを計画して改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ただいま回答をいただきました中での数点もう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

道路情勢につきましては、村長に今、回答いただきましたように道道なり、国道が交差する路線が多いということで、指針に基づいて、手法として高さ2メートルになってからの排雪処理をしているというご回答をいただきましたけれども、これが一番多分問題だと思えます。だから、普通乗用車を乗っていて、2メートルの高さまでの降雪量を確保されての後に排雪されてしまうということになってしまうとなかなか視界が見えないと。これは、自動車を運転している方は特に感じているところだと思います。ここをやっぱり改善するという部分の申入れも含めて何とか対処いただきたいというふうに思っております。

また、更別は特有なのでしょうけれども、四つ角といいますか、縁切りしていない、そういう角、角の住宅地が縁切りされていないものですから、冬場になってしまうと真四角、いわゆる交差点の四つ角の角が鋭角的に四角くなっているという部分があるので、除雪したときにその路線に向かって素直に除雪してしまうものですから、なかなかその角が見づらい。だから、車両がある程度自分の目で確認できるまで前に出なければならぬということがありますので、それらの改善はちょっと難しいかもしれませんが、村の除雪対策費も含めて、多少それを計画に盛り込んだ中で、多少角切りをした中の排雪ができればなというふうに思っています。村長言われた確かに歩道や何かの部分についてはロータリーではね

ていますという言い方しましたけれども、あれも鋭角的に縦横で排雪していますので、その点の改善お願いできればなというふうに要望も含めてちょっと考えていますので、その点の対応についてのご回答をいただければというふうに思っております。

役場前通り、特に私言いたかったのは中央分離帯があるということなのです。中央分離帯があって、あの中央分離帯それなりの幅あるものですから、積雪が多い年にはあそこがやっぱり残ってしまうわけです。そうすると、先ほども指摘したように中央分離帯のま雪が残っているということと、鋭角的に除雪をするものですからやっぱり見えづらい。本当に見づらくらいです。大きな事故起きていないという部分ありますから、その点は評価できるのですけれども、注意を持ってしなければ中央分離帯に残った雪が邪魔をしているというのも実態でありますので、役場前通りに出てくる車両って結構冬は多いので、その点の改善がなされればなというふうに思っています。

また、歩道については、今村長説明していただいたとおり、歩道自体がブロック造りが本当に正しいのかどうか。私も冬場ちょっと歩くときあるのですけれども、アイスバーンになって滑って、普通の長靴では通行というか、困難です、はっきり言いまして。なだらかに車道側に傾斜していつているのもちょっと災いしているのかなという気はしているのですけれども、やっぱり滑ります。ましてや高齢者になってくれば危なくて歩道歩けません。そうすると、はっきり言ってかなりの人が車道を歩いております。それも端であればいいのですけれども、堂々と車道の真ん中を歩いている方が結構冬場散見されますので、それらも含めてやっぱり危険性の回避の面から見て改善できないかなというふうに思っております。

また、舗装の関係、今村長舗装強化とオーバーレイの話をしましたけれども、私はそれプラス、オーバーレイだけでなくアスファルトの劣化並びにひび割れという、単純にそういう部分ではなくて、私が感じているのは道路自体が陥没というか、多少凸凹ができていて、走行自体が問題になるというよりも除雪したときかなりの量、目線でしか測っていませんけれども、10センチ以上除雪の後残っているというような実態も正直言ってありますので、オーバーレイもそうですけれども、それらを含めた改善ができないのかなということをお願いしたいというふうに思っています。

ちょっと長くなりましたけれども、それらについていま一度ご回答をいただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの事前のご指摘を受けて、道路等回ってきました。やっぱりちょっとひどいです、本当に。救急車が診療所に駆けつける、安村さんのところの道路もありますけれども、役場前から南1線から南2線の間、市街地、くぼみがあって、多分除雪すると雪ご指摘のとおり残るのだというふうに思いますし、そういう凸凹の道を救急車両が走ったり、ましてやお年寄りが歩いていくということについては、これはやっぱり早急に改善をしなければいけないと思っております。

舗装強化事業については、第6期の部分で市街地については西2条線、西1条線、ご指摘

の東3条線、東1条線とか計画は組んでいるのですけれども、本当にこの部分については状況を見ながら、劣化の状況とか把握をしながら、できるだけそういうものが支障を来すようであれば早めてでも改善をしなければいけないのかなというように思っています。確かに実態を見てみるとそういう状況でありますので、その部分については我々の手がまだ入っていないということについては、深くおわびをしたいというふうに思っております。

分離帯のところですけども、これもご指摘のとおり、除排雪が難しいわけですけども、いろんな形で工夫してやっておりますが、ただ交差点等自家用車で、あるいは車で行くときに、営業車もそうですけれども、遠くが見えなかったり、右折、左折が非常に危険な状況になるところもありますので、その危険性をしっかりと把握しながらやっていかなければいけないのかなというように思っています。特に歩道の部分です。先ほどお話ありましたように高齢者の部分とか、路面状況が違うところもありますし、またコンクリートではないところもありますので、その辺の状況に応じて適切に、先ほど塩カルや焼き砂とかというのもありましたけれども、やっていかなければいけないと。

自分は特に更別小学校にいたときもそうなのですけれども、一番困ったのは通学時間になって、通学路がされていないのです。それは、道の管轄、これ管轄で考えるのか、それとも通学路から通う子どもたちの命とか村民の人の安全を考えるのが優先なのか、そこはそれぞれの縄張とかということではなくて、そこは速やかに例えば村が出動するとかそういうことをやっていかないと本当に命守れませんので、そういう思いをしたことがあります。本当に危険性の把握をしながらやっていきたい。ただ、本当にオーバーレイだけでは駄目だということも分かっております。根本的に道路を直していかなければいけないということで、何回も同じこと言って大変申し訳ないですけども、過疎債、本当にお先真っ暗になって、去年の予算編成のときはもう顔面蒼白だったのですけれども、道路、橋梁しばらくできないよねという話であったのですけれども、何とか総務課で辺地債等々の手続とか本当に駆けずり回ってもらってそれを獲得していますので、その部分は建設水道課とも着手はできるのだと、辺地債も使えばというようなこともありますので、その部分でしっかり計画的に道路の補修とか抜本的な改善等、あるいはそのものを直してしまうというのですか、そういうものについてももしっかり取り組んでやっていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ただいまご回答をいただきましたので、本当は3回目まであるのですけれども、村長の明確な回答ございましたので、これ以上の質問はできないというか、ないのかなと。本当に住民の命を守るという部分で最大限部署を問わず協力体制をしていただきたいと思っておりますし、またこの点については更別村の総合計画で36ページから37ページにかけて村道の改良や維持、冬期間の歩道の確保、そして計画的村道の整備という1項目が入っていますので、それらに向けていま一度詳細についての確認をしながら、手間暇かかりますけれども、住民の命を守るという部分を最大限尊重して進めていただきたいというふうに

お願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、申し訳ないですけれども、2点目に移らせていただきます。就学前幼児の教育、保育等の総合的提供指針についてのご質問をさせていただきます。就学前幼児教育については、さきの一般質問にて体制整備及び経営集約の必要性について見解を求めさせていただきました。少子化に歯止めがかからない現状に鑑み、保育所、幼稚園、認定こども園幼稚園型のあるべき方針が明確に示されない段階にありながら、今般社会福祉法人どんぐり福祉会において保育所型認定こども園への移行申請がなされたわけでございます。村は、総合的教育、保育等を念頭に、更別地区にある幼稚園とどんぐり保育園の統合に向けた検討を重ねるとの見解を示していただいておりますけれども、具体的方針が示されない中での移行申請に多少違和感を感じているところでございます。教育委員会、子育て応援課、どんぐり福祉会での協議経緯、保護者との協議はどのようになっているのか。村はどのような施策に基づき幼児の教育、保育等の総合的提供を図っていくのか、指針を示し、取り進めることが最も重要であると考えてございます。市町村には就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、認定こども園の認定申請と幼稚園、保育所の許可申請など一体的対応が求められ、これに基づき行政は幼児の総合的提供を図り、推進すべきだというふうに思います。村長の幼児教育、保育等の対応について見解を求めたいというふうに思います。

まず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律により今般社会福祉法人更別どんぐり福祉会は、保育所型認定こども園への移行申請をしましたが、村は総合的提供指針に対し、いかなる施策を持って対応するのか説明いただきたいというふうに思います。

また、認定こども園は4タイプあり、それぞれに機能が重複するものもあり、少子化にあつて村は可及的速やかに最良最善の対策を講ずる必要があると思っておりますが、見解を求めたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんご質問の就学前幼児の教育、保育等の総合的提供指針についてのご質問にお答えをしたいというふうに思います。

現在更別地区における教育施設である更別幼稚園と保育園であるどんぐり保育園の在り方につきましては、令和3年第1回村議会定例会で安村議員さんの一般質問、就学前教育、保育の体制整備の必要性に対し、私のほうから望ましい就学前教育、保育の実現のため更別幼稚園とどんぐり保育園を統合し、認定こども園の設立の実現に向け、改めて前向きに検討していきたいというふうにお答えをさせていただいたところであります。

更別幼稚園とどんぐり保育園の統合による認定こども園の設立につきましては、昨年度より改めて検討してきたところでありますが、今年度からは更別幼稚園とどんぐり保育園の園児の交流、職員の合同研修を実施を開始し、それにより両園の融和や就学前教育、保育の質の向上に向けて推進をしてまいりました。そして、保護者を中心とする住民の方々から

いただきました多数のご意見を参考にさせていただき、その上で協議検討を重ねた結果、統合による認定こども園の設立につきましては、機運や情勢など時期を見ながら判断していくことも重要であるとの見解に至ったわけであります。よって、国のこども庁設立の動きなども注視していきつつ、今後も検討は継続してまいります。いつ頃いついつまでに統合しますといった具体的な時期は設けずに、当面は両園の園児と保護者の交流、3点の要請をしておりますけれども、職員の合同研修、保護者の交流を実施しながら、現状のまま存続をさせていきたいというふうに考えております。

また、どんぐり保育園の保育所型認定こども園の移行に係る申請に対し、村はいかなる施策による対応をとることでありますけれども、令和4年4月からの移行を目指し、運営者である更別どんぐり福祉会より認定権者である北海道に対して過日申請がなされたところがあります。現在保育所であるどんぐり保育園を利用する場合、保護者の就労等利用するための条件を満たす要件があります。認定こども園に移行することによって、3歳以上であればそういった条件を満たさない場合にあっても教育部門として認定こども園に移行のどんぐり保育園の利用は可能となります。就労していなくても預けることができるようになりますよということであります。更別幼稚園とどんぐり保育園、役割はそれぞれ私としては違った部分もあり、また同じ部分もありますけれども、同じ未就学児を対象とした施設でありますので、それぞれ歴史、特徴を持って保育を提供していることもありまして、それぞれの保護者の方々、住民の方々のニーズがあるということであります。認定こども園の移行にかかわらず、どんぐり保育園は地域にとって重要かつ必要な施設であり、幼稚園も同じような施設であるというふうに考えております。村といたしましては、保護者の皆さんの需要やご意見、今後の出生数等を勘案しながら、これからも望ましい就学前教育、保育の在り方について検討を継続してまいりたいというふうに考えております。

また、2つ目のご質問として、少子化になって最良最善な対策の必要性への見解をとることでありますけれども、更別地区における認定こども園設立の方向性につきましては、当面は両園をそのまま継続、持続させていくということにしております。今後も両園の統合や認定こども園設立についてのみならず、望ましい就学前教育、保育の在り方については、何回も同じことを繰り返しますけれども、検討は継続していき、そして時代やニーズに合わせてそれを実現していくことが未来を担う子どもたちや保護者の方々にとっては、もちろん村にとっても最良かつ最善な対策と考えているというところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご回答をいただきましたけれども、まず第1点目について、基本的には3月の定例会の一般質問ということで、どんぐり福祉会がやるどんぐり保育園と幼稚園の統合に向けた協議をある程度進めていくという回答がありまして、ある意味村の対応策の基本方針が私は示されたものというふうに解釈していただければ幸いですけれども、今般協議検討経緯における具体的時期等についての結論といたしますか、方針案が出されないま

まにあるというご回答がございましたけれども、課題とすべきかどうかはちょっと異論あるかもしれませんけれども、幼児教育、保育等において選択肢が複数あるという点ではよいことであるというふうに私は思います。しかし、現実を直視した場合に将来的展望を考えますと、過疎化が進み、幼児数も減少する中、村が複数の選択肢を存続するという手法にあっては、保護者、住民からすると幼児教育と幼児保育に対するそれぞれの思いがあるわけで、なかなか統一した見解といたしますか、導くのは私は難しいというふうに思っているわけです。

この議論については、私3月に定例会でご質問させていただいたわけですが、多分この議論の根底というのはもっと以前から多分論議といたしますか、机上論に上がっているはずなのです。私は、それを踏まえた中で、時期的なものも含めて、いろんな体制も含めてという形の中で、いかなる方針が一番妥当性があるのかというものを具体的に私は早急に導き出していきたいという思いがあって質問をさせていただいたわけです。今般なかなかそういう部分で幼稚園と保育の在り方についての多少の差もある、理念はある程度近いにしてもそれぞれの思いがあって、それぞれの運営もあるということのものもあるというふうにご回答いただいておりますけれども、ここは幼児教育、保育の理念を最大限尊重しつつ、子育て環境の変化への対応だとか、正直言って村の財政負担の在り方も含めて、一定期間を定めながら進めていかないと、村長、私は方向性いつまでたっても検討しています、検討していますでは何か前に進まないような気がしてならないのですけれども、その点の疑念を晴らすべく回答をいただければというふうにまず1点思います。

それと、2点目で時代やニーズに合わせた教育、保育を実現することが大切ということの回答を今いただきました。現状の課題に真摯に取り組むという姿勢の回答とはちょっとかけ離れているような気がしてなりません。その具体的対応の必要性を私は今質問させていただいているわけですし、この回答が多分逆に言えばそのまま質問事項になるかなというふうに考えてございますので、その点真摯にご回答といたしますか、ご回答できない部分はあるかもしれませんけれども、やっぱりそういう考え方、捉え方の今後の対応についての道しるべとなるべきものを出していただきたいというふうに思っております。

確かに今認定こども園というのは、村長補足説明いただきましたので、基本的にはゼロ歳児から5歳児までどう子どもの保育、教育していくかという部分、そして認定こども園については最大の課題であった保護者が就労している、していないという部分で分けられてきたということがあります。こぞって今の世のお母さん方、お父さん方の働き方を見てみると、やっぱりそのニーズに合わせた形のものが今認定こども園という形に変わってきているのかなというふうに私は思っていますし、これは決して悪いことではなくて、就労していろいろ、してまいが、お母さん、お父さんが働いている、働いていないにかかわらずその幼児を預かって、ある程度世の中のニーズに応えた中の対応ということで、子育てをみんなできていこうという理念は私はすごく理解できているわけですので、その点実際に考えてみると、今これ以上のことを考えるというのは難しいかもしれないですけれども、村長、

一つの区切りとして、一番いい方法というのはこれからもまた出てくるでしょうけれども、今現在できることの最大マックスの最良の方策というのはもう見えてきていると私は思っているのです。認定こども園も4タイプあるわけですから。では、認定こども園あって、保育型だ、幼稚園型だと区分けしていること自体がもう時代と申しますか、それに即応している中である程度持つていく方針、それプラス幼稚園という機能を求めたら、やっぱり進むべき路線というのは見えてくるのではないですか。正直言ってみて見えていると思うのです。それがいつ何どきどういうふうに具体的着手をするかというその論法だけだと思ふのです。というのは、私が心配しているのは、今更別の幼稚園とどんぐり保育園の話ばかりしていますけれども、将来的には認定こども園、上更別幼稚園の課題だつて出てくるのです。その費用の在り方も含めて、幼児の教育のどうするかという基本に関わるものですから、そこはしっかり踏まえながら、ある程度の方針を定めていただきたいというふうに思ふます。そのためにも今大切なのは、保護者の意見、一般住民の意見という部分も大切かもしれませんが、就学前の教育、保育への基本理念は、やっぱり村、教育委員会、子育て応援課、これらの意見集約はまず基本をしっかり集約して、それに基づいて住民に問いかけるということも必要ではないかというふうに思ふますので、いま一度それらの考え方についてのご回答をいただきたいというふうに思ふます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今課題等々、先の問題も含めましてご指摘、ご質問ございましたということで、1点目の統一した対応というのですか、最大限ということで、今までの変遷、今年に入っても、3月の答弁書をしっかり読み直したのですけれども、そのときの発言とか、これは平成28年の第3回の定例会、このときは学童保育等もありましたけれども、その辺から、それと保育所の共用スペースの問題から始まりまして、29年、それからずっと続いております。これは、毎年のごとく議会でそれぞれの議員さんからご指摘を受けてきたところでありませう。

その部分で私は、安村議員さんおっしゃるとおり、根本の理念は更別村の就学前教育を、あるいは保育をどういうふうに考えていくのかというそのところをしっかりと揺らがぬものを確立していくということが、ある程度保育所に預けるか、幼稚園に預けるかという問題もありますけれども、でも根本はそこだというふうに思ふのです。将来を担う村の子どもたちの大切な就学前教育、保育をどういうふうに村として支援をしていくのか、考えていくのかというところであると思ふます。その部分については、私としては、自分としては自慢ではないですけれども、速やかに子育て応援課ということで、厚労省と文科省の縦割りになっていて、今もこども庁設立に関わって非常にもめています。幼保一元化ということはもう古い言葉になって、その言葉を発する人はいなくなりました。これは当然そうだというふうに考えられているから、そういうふうになりまして、また子ども・子育て支援法とかいろいろの変遷がありますし、安村議員さん最初に言った就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律、これについては認定こども園とか全て規定してありますので、そういう時代のニーズに合った新しい形の就学前教育というものをしていくのだよと

というような形がありました。そういった部分については、私としては今国がやっていることも庁は、私の感覚としては7年前に既に更別村でそれを立ち上げた。その中で細かい部分について、子どもの支援とか壁を設けるのではなくて、その中で統一して就学前の子どもたちに同じ教育、同じ保育、そういうものをしっかりやっていく、子育て支援についても財政的な支援も含めてやっていくというのが正しいやり方ではないかなということを思っています。ただ、こども庁は延びて、23年ですか、以降になりましたっけ、いうふうな形でまた方針がずれていますので、そのところの動向も見ながら、慎重にこの部分については対応しなければいけないというようなこともありました。

具体的な対応策というのは、その基本理念に立ち返ると、何回も議会で説明していますけれども、もはや3歳から5歳までも含めて、やっぱりその部分については認定こども園でこれまでの中では一字一句違わない方針が出ているわけです。今までは保育要領とか幼稚園教育指針とか、そういう部分でちょっと異なっている部分もあったのですが、その部分が統一されて、そこは一緒にやっていくべきなのですよというような話も出ています。そのこのところに行くのに私が一番懸念していたのは、これは村長になってからすぐに話をしたのですが、両園で、それまでも少しはやっていたのですが、職員の研修、ゼロ歳からも含めまして就学前の子どもの発達の状況とかそういう環境も含めまして、どういう形でどういう力を子どもたちに就学前につけさせていくのか、その部分をしっかり研修を両方でしなければいけないということ、それは幼稚園は幼稚園だけでやるのではなくて、保育園と幼稚園が一緒になって村の就学前の子どもたちの教育や保育に責任を持つという観点から研修をしてくださいと。2つ目には、今は年長さんが交流をするというようなところがありますけれども、そこは取り払って、今コロナ禍でなかなかできないでしょうけれども、そういう交流を積極的に、特に自然にやっていただくということを2つ目に掲げました。3つ目は保護者です。同じ年齢の子どもたちを育てているわけですから、変な話ですけれども、教え子たちたくさんいるわけです、幼稚園にも保育園にも保護者で。みんな同じ年代の子どもたちを子育て苦労してやっているのだから、その部分では協力して、協働して、あるいは意識を共通化しながら、情報も共有化しながらやっていく、その3点の積み重ねがまだまだできていないという判断を私は今しています。だから、やっとならコロナ禍でありますけれども、交流がされたり、研修が今行われています。発達の部分についてもいろんな部分で研修が深まっています。そして、保護者の交流も近々計画をされるだろうというふうに聞いておりますので、その部分をしっかり積み重ねてやっていただきたいというふうに思っています。

前に太田議員さんから議会で質問されたように、真ん中にあるフェンスを取り除いたらどうだという話がありまして、そうですねという話をしたのですが、実際に子どもたちが園庭で、安全の問題もありますけれども、行ったり来たりして自由にできるという、そういうところからやっていく。そして、就学前の子どもたちにはどういう力を、どういう特性を持った子どもたちがそれぞれの年齢ごとにいて、どういう力をつけさせるのが最適な

のかという検証を今は幼稚園も保育園も両方の資格を持っているわけですから、そこはしっかりやる。それが村の学校に入ったときに開花するといいますか、そういうような概念教育とかに結びついていくわけですけれども、そのこのところに結びつけていくようなやっぱり質の向上を目指さなければ駄目だと思うのです。そういった点でそこがやっぱり基本点になってくるといふふうに思います。

将来的なことを考えるとというようなこともあったのですが、保護者の説明会の中にはいろんな意見があって、議会で検討しますと言ったので、皆さん方には検討しますということを、ただその3点についてやっていただきたいということで今お話をしていますのでという話をしました。いろんな方の意見が出ています。だから、そのこのところはしっかりかみしめてやっていかなければいけないと思っていますし、そのことも含めて将来的な財政的なところもあるのですが、そこはやっぱりお金は先にありきで物事は判断してはこれはいけないというふうに、決して安村さんがそう思っているという意味ではありません。子どもたちにどう教育や保育をするためにどれだけのお金がかかり、どう施設が必要なのかというそこから考えていかないと駄目だといふふうに思っていますので、そこは将来的な財政的な部分も、本当に何回もしつこく言って申し訳ないですが、過疎のことで本当にそうしないとやっていけないのではないかというところもありましたので、それは方法論ですので、あれですが、ただ、今の段階としてはその3つのことをしっかりやっていただく。そして、しっかりその部分をお互いの保育や内容、その部分を交流し合いながら、そして実際に触れ合いながら、そういう部分について計画を慎重に継続的にやっていきたいと、検討していきたいというふうなことであります。

以上であります。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと認識の差もあるのかもしれませんが、今ご回答いただきましたように慎重にいかざるを得ないという説明内容も理解できないわけではないです。

ただ、思うのは、今の現状を指摘する、あるいは現状を憂いで質問しているだけではないのです、根底は。村は、幼稚園体制もいろいろ変革を図ろうと思ってアクション起こしています。それがうまくいっているか、うまくいっていないかは別です。まず、それが第1点。そして、上更別については、認定こども園という形の幼稚園型にした。更別においては、保育園型という形で、どんぐり保育園さんに委託してという形です。今回それプラスアルファで、どんぐり保育園だけはプラスアルファで認定こども園を申請したと。何か村のやっていることの一貫性といいますか、やろうとしている姿勢は見えるのですけれども、どうもやっぱり三すくみのトライアングルになった、僕に言わせればトライアングルになった議論ができていないのではないかと。それぞれがそれぞれで動いているようにしか感じない。がゆえに、保護者も含めて選択肢をどうのこうのだけでなく、村の方針も含めた中のそういう対応が逆に保護者等の住民に誤解を招いているのではないかなと、私は一つの考え方としてそういう課題があるのではないかなといふふうに思っております。

確かに進むべき道は厳しいかもしれませんが。私が財政、財政としつこく言っていますけれども、これ本当に村長が言っていたように財政ありきではないです。だけれども、毎年毎年いろんな部分がプラスされるので、何とも言えない部分はありますけれども、これが正しいかどうかは別にして、毎年毎年いろんな子育て支援も学童もという部分も含めて幼稚園運営、上更別の認定こども園、幼稚園も含めて、悪いけれども、計画自体は2億近いお金の計上をして運営しなければならないという部分、これほどこまで入れるかという部分ありますから異論あるかもしれませんが、やっぱりお金だけではなくて、もっと効率いい在り方というのを一つ考えていくのも行政の責任ではないかというふうに私は捉えているわけです。決して急がせてというわけではなくて、総合的保育、教育の指針はきちっと、どうのこうのではなくて、予断を許さずしっかり前進させていただきたいというお願いも含めて最後の質問にさせていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上更別は、なぜ認定こども園にしたか、それは子育て委員会で岡出さんも話しました。そこを私が引き継いだということだけですと言ったら怒られますけれども、本当にそう思いましたから、私も子育て委員長をやっていました。上更別地区には学童ありません。保育を必要とする方は、更別市街地まで毎朝送り届けなければいけません。農繁期になると大変な状況で、帰りもお迎えも大変な状況ということも聞いていました。上更別幼稚園の園長もしていましたから、本当に遊び場がなかなかないのです。安心して上更の子どもたちが学校終わったときに、少年団あるときはいいですけども、そうではない場合もあります。やっぱりそこは学童と保育機能をつくらなければいけない。でも、本当にそれをするためには、今幼稚園があるので、幼稚園型の認定こども園にすればその部分は解決できるということでもあります。

一方、こちらの市街地では、例えば保育園で就労していない人が3から5を預けようと思っても預けられない。この支障といいますか、そういうニーズに対して壁があるわけですから、そこは保育園が認定こども園になることで解消されます。今回私は、どんぐり保育園がそういうふうに申請をしたのは、そういう観点で就労のいかににかかわらず希望があれば保育を受けられるという状況、ただその一点だというふうに解釈をしていますので、そういう点で理解をしています。

幼稚園の部分もありますし、いろんな改革もしなければいけませんし、そのことはかなり力を入れてやっています。子育て支援については本当にやっております。今年、子育て支援だからというふうには言いませんけれども、30名近い出生を数えています。1日に4件も3件も課長と一緒に出産祝い持っていくというのは本当にすごいことです。今広報にも書きましたけれども、令和元年度3,170まで追いつきました、人口が。だから、多分自然増減、それと社会増、増減どうなるか分かりませんが、多分人口増に転換しているはずなんです。だから、そういう部分では、将来の少子高齢化というのはありますけれども、高齢者に対しては長生きできるように今見守りとかいろんな対策を打っていますけれども、子どもたち

にもそういう子育て環境をしっかりとつくっていくということでやっぱり必要だというふう
に思っています。財政的な部分もあります。何回もシミュレーションしました。特にいろん
な事業を振り返って、本当にシビアな話どれとどれを削らなければいけないかという議論
もしました。行革も本当に徹底的にやらないと村の存続さえ危ないという、私は将来的には
20年、30年後という話も織田議員さんからの話ありますけれども、本当に危機感を持ってい
ます。今いろんな面でいろんなツールもありますけれども、やっぱりそのところは存続し
ていくという、豊かな村を継続していくために今手を打たないと駄目だと思っています。そ
ういう意味では、本当に今いろんなニーズに応えながら、最小限のそういう支障の部分は今
回認定こども園という形で取り除けますけれども、将来的には私は基本理念に立ち返って、
就学前教育の村の在り方について根本に立ち返って、そしていろんな状況も鑑みながら、し
っかり住民の皆さんの、保護者の皆さんの声とかに耳を傾けながら、就学前教育についてし
っかりやっていきたいというふうに思っていますし、いろんな形で検討させていただきたい
というふうに思っています。

以上であります。

○6番安村議員 どうもありがとうございました。終わります。

○議 長 この際、午前11時25分まで休憩いたします。暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を再開いたします。

順次発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に沿って質問させてい
ただきます。質問内容は、更別村の乗り合いタクシー等公共交通体系の充実についてであり
ます。

更別村の公共交通は、これまで十勝バスのほか主に村内を村民バス1台で運行のため、バ
ス路線において利用できる環境の村民に限られ、通院や買物など日常生活のニーズや居住
地によらず公共交通サービスが享受できるような移動支援を検討する必要性から、改善に
向けて令和元年より2か年に及ぶアンケート調査と市街地村民バス、農村地域予約運行型
タクシーによる2回の実証運行が実施されました。特に更別村の公共交通をよりよくす
るためのアンケート調査では、将来運転が困難になった場合に村外の便利なところに引っ越
すとの回答が21.5%に及んだことは憂慮すべき点であります。令和3年10月1日に運行開
始となった乗り合いタクシーは、電話予約にて更別市街地以外全15地域のご自宅と更別市
街地の6つの停留所を1回1人の利用料片道300円をつなぎます。開始から約2か月余りで

すが、参考までに10月1日から28日までの平日利用者は65名で、1日平均3名ほどの実績とのこと。市街地村民バスも新たに月曜日追加の5便と平日1日9便に増便で、今後どちらも利用拡大に期待するところですが、村民の理解が大前提の下、利便性向上は最重要と考えます。これらを踏まえて村長に次の2点をお伺いいたします。

①、村として乗り合いタクシーの計画遂行に当たり、想定外もあると推察いたしますが、村民の公平性は不可欠であり、村民バスと乗り合いタクシーの利用料負担が異なることについての見解をお伺いいたします。

②、今後よりよい村の公共交通に向けて、村民バスも乗り合いタクシーもともに村民はもちろん移住、定住化促進の一助となるべく、安心、安全で気軽な移動手段として利用者増加につながる方策について見解をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 小谷議員さんの更別村の乗り合いタクシー等公共交通体系の充実についてのご質問にお答えをいたします。

村では、令和3年10月1日より交通体系を大きく変更しております。従来の村の交通体系は、農村地域にお住まいの多くの住民が公共交通をご利用できる環境になく、また村民バスのルート変更だけでは根本的な問題解決が困難であることから、管内の交通関係者や村内の利用者等で組織する更別村地域公共交通活性化協議会等で議論を重ねてまいりました。農村地域から市街地への移動は、利用希望に応じて運行する乗り合いタクシー、市街地内での移動は市街地を循環運行する村民バス、市街地から他の市町村への移動は十勝バスがその役割を担うこととし、全ての村民が自家用車や通常のタクシーを利用しなくても一定の移動手段が確保できるような趣旨で始めたものであります。

ご質問の1点目ですが、村民バスは無料、乗り合いタクシーは有料であることについてのご見解ですけれども、まず村民バスにつきましては村民誰もが利用できる乗り物であるということであり、農村地域にお住まいの住民の皆さんが乗り合いタクシーで市街地にお越しになった際、病院や商店、温泉施設を村民バスで巡るといったご利用も想定しており、市街地にお住まいの方のみを優遇した措置とは考えておりません。また、更別市街地では、商店街、役場、病院、温泉施設等が広域に点在する構造上の問題も踏まえ、村民バスはこうした不便を軽減する役割も担い、無料循環運行としていることをご理解いただければありがたいというふうに思います。

次に、乗り合いタクシーが有料であることについてですけれども、乗り合いタクシーは村民バスとは違い、農村地域にお住まいの方のみが利用できるサービスであります。移動の手段として自動車を運転する方が自動車を購入し、ガソリン代を負担するのと同様に、本来住民の移動に係る経費というのは行政ではなくて住民ご自身にご負担いただくことが原則となっております。しかし、村内には公共交通機関が限られ、車をご利用できない際に高額な負担が発生するタクシーを利用するほか選択肢がないのであれば、農村地域にお住まいの多くの方々が免許返納と同時に村を離れていってしまうというおそれがあります。こうし

た事態を避けるため、路線バス並みの低料金でご利用できる予約運行型の乗り合いタクシーを農村地域に導入しております。また、限られた財源の中での運行となるため、現在村で契約しているジャンボタクシーの運行台数は1台であります。このため無料、もしくはあまりに安い料金設定では利用者が極端に増加し、買物、通院等に利用したい方々のニーズに応えられなくなる可能性があります。利用料金の額の設定につきましては、こうした事情や事前調査の結果において有料となった場合の望ましい乗り合いタクシーの料金が300円もしくは500円という意見が大多数を占めたこと、十勝管内で先行して乗り合いタクシーを導入している帯広市におきましては、大正地区の移動を一律500円と設定していることなどを参考に協議会や村内部で検討し、300円が適当ではないかとの結論に至っています。

ご質問の2点目であります。よりよい公共交通体系の構築、移住、定住促進、公共交通の利用促進に向けた方策についてお答えをいたします。村では、よりよい公共交通体系の構築に向け、平成31年度から農林水産省の農山漁村振興交付金などを活用しまして、住民アンケートによる交通実態調査や乗り合いタクシー、村民バスの実証運行、シンクタンクによる各種分析を実施するなど、更別村地域公共交通活性化協議会での活動を通して検討を重ねてきたところであります。今後も公共交通機関の利用状況等を中長期的に注視をしていくとともに、住民の意見に耳を傾けつつ、協議会等で検証等を毎年度実施し、必要な改善は継続的に実施してまいりたいと考えております。

このたびの公共交通体系の見直しにより、平日においては利用時間帯等の制限はあるものの、村民の皆さんの移動手段が確保できたことから、今後の移住、定住政策を推進するに当たっては、車の免許を返納しても住むことが可能である村ということもPRのポイントとしていくとともに、老人保健福祉センターにおけるコミュニティーカフェなど地域内交流を生み出す取組への移動手段としての活用や、乗り合いタクシーはご自宅まで送迎する仕組みであるため、重い商品、たくさんのお買物ができるメリット等について積極的に広報し、利用者の増加、地域の活性化につなげていければと考えております。

また、乗り合いタクシーにつきましては、事前の予約が必要であること、有料なことに関して一部の住民の方から様々な意見をいただいております。村内で実施される各種会議やイベントにおけるブースの設置等、様々な機会を通じて丁寧にご説明し、ご理解が得られるように努めていくとともに、必要な改善を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ただいま村長より大変丁寧なる答弁をいただきました。ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、村民バスであります。無料で村民誰もが利用できる乗り物であり、村として例えば乗り合いタクシー等で更別市街地まで訪れた際にも中心街を移動手段としての利用も想定されているということでもございました。また、市街地の方のみを優遇しているものではない

というお答えもいただきました。確かに村民バスは、14か所のバス停を約1時間ごとに9便ございますから、気軽にバスの待ち時間を気にすることなく利用は可能かと存じます。一方で農村地域から更別市街地へ乗り合いタクシー利用の場合ですと、朝8時発の1便利用の場合では、前日夕方5時まで電話予約をいたします。それ以外の便利用では、その45分前までの予約が必要ということでございます。9名定員のために、お住まいも広域でありますことから、お迎えの順番等も調整する必要があるかもしれませんと存じます。先ほどこの利用料金が例えば無料であるとか、安い料金に設定を変えた場合には極端に利用者が増えるのではないかと懸念もあるというお答えがございましたけれども、まだ始まって2か月余りでございますから、その懸念も分からないではございませんが、まずはこれを運行しながら、改善があればと村長もお答えになっておりましたので、まずは私も様子を見ているところでございます。

しかし、何よりもうれしいのは、ご自宅までお迎えに来てくださり、市街地の6つのバス停からご自宅まで送っていただけるということだと思います。この利用料金が1回300円の設定というのも実証運行利用者、また非利用者両方からの利用料金アンケートの調査の結果の参考、そして更別村地域交通活性化協議会等、また他の自治体も鑑みてとのことと私も承知しているところでございます。

では、なぜこのたびの公共交通体系の見直しで大変便利と思われる乗り合いタクシーの利用が少々ためらわれ、なおかつ様々なご意見が寄せられているのでしょうか。声の中には、村のほうにも届いているということでもございまして、以前は村民バスの利用ができた方からいたしますと、村民バス廃止で無料ではなくなってしまうよと。1週間に2回から3回の通院や用事のために来るとなると、家からの乗り合いタクシー送迎はとてありがたい。しかし、利用料が大変かさんでしまう。また、6か所の停留所以外でも降ろしていただくと利用しやすくなりますねと。例えば往復利用で、例えばの話でございまして。500円だととてもありがたいという声も伺いました。そもそも論で、なぜ同じ村内に住んでいるのに無料の村民バスと有料の乗り合いタクシーがあるのとまだまだ村民の方の内容の把握、理解がなされていないのではと私の見解であり、一般質問に至りました。

私もそうであるように、いずれ車を運転することができなくなることも自分自身も想定しながら、自分ごとと捉えている点もございまして。つまり乗り合いタクシーは、更別市街地以外の誰もが利用可能ではありますが、やはりどちらかといえば車の運転等先ほど申し上げましたように諸事情でされなくなった方など、日常生活の足としての移動手段であり、特に高齢の方々には家までこのタクシーが来てくださるよさを実感していただきたいとも思いますし、このたびの10月1日からの本運行を多くの皆様と共に喜び合いたいという気持ちもございまして。それにはこの広い農村地域での村民の足となるべく今から何とかしなければ、考えなければ、通院も買物も余暇を利用した運動やサークルにもいずれ通うのに車の運転なども大変になってくる。そして、不便が生じてきた場合、もっと便利なところへのアンケート結果だったのであると思うところであります。村の将来とともに今やらなければ

ばとの村長の、そして皆様の思いと危機感から実証運行の2か年を費やしての現在でありますから、委託やデマンド、つまり予約型に至ったその経緯や仕組みなどをこの先多くの機会を得ていただいて、お話ししていただけるよう希望をしているところであります。

地域と人に寄り添ったサービスは、いつまでも住み続けたい更別村につながり、私たちはコロナ禍からの教訓や学習をいたしまして、新たな生活様式等により2拠点をはじめ遠隔地での仕事や生活がしやすい世の中となりました。それは、更別村の様々な優位性をアピールポイントとして、移住、定住化促進施策の一助としても村民バスと乗り合いタクシーの充実もしっかり積極的に広報と村長の答弁にもございましたので、組み入れていただきながら、これからは選ばれる村としての取組にも期待するところでございますが、村長に再度お伺いをさせていただきます。

○議 長 西山村長。

○村 長 小谷議員さんご指摘のとおり、私のところにも、また担当している部署にも村民バスは無料なのに、農村地区のやつは、やつと言ったらあれですけども、300円かかるのではないかと、それは不公平ではないのかと。あるいは、もうちょっと減額できないのかと。子ども料金とか、そういう人たちが乗ればそういうこともできるのではないかというような話があって、最初の答弁の中にもお話ししましたように、いろんな絡みがあって、1つは補助金というか、交付金を受けながらやっているということで、この場合無料ではできないということでありまして、その辺何とかそういう法律の抜け穴ではないですけども、ないのかというようなこともありましたけれども、そういう部分は今のところではできないということでありました。一定のご負担を強いるということでお叱りも受けております。私は元気クラブ行くのだぞと、健康のための教室に行くのに今まで無料だったのではないかと、それをお金取るのかというようなことで、その部分については今手だてを打って、一旦は料金いただきますけれども、健康とかそういう部分については、線引きもしっかりしなければいけませんけれども、返納させていただくということで、今までどおり健康相談とかいろんな、項目はちょっと今ははっきりは言えませんが、部分についてはそうさせていただきます。

タクシー業者さんもお願いをして、3年間の実証実験もして、農水省の移住、定住の形でいただいています、交付金を。そして、国のほうから移動手段困っているのだろうというようなこともあって、協議をして、その部分でこの実証をしながら、何とかドア・ツー・ドアで移動手段が、高齢者ができるような部分を組み立てるということで考えて、今日実走ということになっております。将来的にはスーパーシティの関係でドア・ツー・ドアで自動運転、自動配車、自動経路という形でやっていきたいなというふうに考えておりますけれども、その部分は今本当に更別村公共交通活性化協議会というのは非常にたくさんの方々に入っていますので、その部分やっぱり料金の部分では、無料ですとなると自前で車両を用意して、オペレーター用意してというようなこととかいろんな制約があるのです。できたらそういうのを規制を廃止してほしいということで、別の形でスーパーシティで規制緩

和を申し入れておりますけれども、今そのほかにもNPOさんのサラリさんとか、本当に行政が手の届かないところを助けていただいていますし、福祉タクシーもありますし、そのことで高齢者等免許を返納しても移動手段はしっかり確保していく。できるだけ安価に、あるいは本当を言えばそこに参入してくれる企業さんとは言いませぬけれども、事業所さんの中で村と一定そういうものが結べれば、そういう方向も不可能ではないというふうに考えていますけれども、それは今いろんな形で検討中であります。とにかく本当に困っている移動手段の部分で確保しなければいけないというところでさせていただきましたし、本当にいろんな意見たくさんいただいています、お叱りいただいておりますので、その部分で何とかならないかということで、企画政策課とかいろんなところで検討しておりますけれども、今の段階では今の形で運行させていただいて、その中でまた意見集約をしながらやっていきたいと思っておりますし、小谷議員さんおっしゃるとおり、今回のご質問もそういう趣旨もあるのではないかと思いますので、村民の皆さんまだまだ理解していないよということで、料金のこと、いろんな交通体系、村民バスの回数が増えたこととか、村民バスも倍になっているのです。今報告をもらいましたけれども、4月から9月まで138名の村民バスが今回変更したことによって10月、11月の平均利用者300名なのです。だから、一挙に2倍以上になっているということで、この効果はあったのかなということでもありますけれども、農村地区もそういうものが享受できるようにしっかり考えていきたいと思っております。

非常にうれしかったことがあります、中学校の学習発表会ですか、そのときに中学生が、各1、2、3年生の発表があったのですけれども、その中で村の交通体系についての提案というのをいただいたのです。今小谷議員さんがおっしゃったとおり、村民バスは停留所だけではなくて、ニーズに合わせて、統計を取って、少ないところは回数を減らすとか、あるいは違うところで降りたい人もいます。そういうことをしていくべきではないか。ただそういうような順繰り順繰り同じところを回っていく、これは駄目なのではないかというようなこととかいろんな部分で提案をいただいて、さすが村の中学生はすごいなと思ったのですけれども、その部分を報告してありますけれども、今後運営協議会等で、本当に始めたばかりですので、この部分についてしっかり検討して、改善するべきところは改善をしますということをお願いして、答弁に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 より詳しく説明をいただきました。ありがとうございます。

村民バスの実証運行の際には、本数も今とは違うかと思いましたが、確か2.7倍で、当時も大変利用の幅が広がりました、きめ細かいサービスが整えられたというふうにお伺いをいたしているところでございます。もちろん乗り合いタクシーの利用料は、個人の負担が少ないほうがよいにこしたことはございませぬけれども、いろいろな補助の関係、実証運行等、そしてアンケート等からこの料金で開始に至ったということは分かっているわけですが、皆さんはこの金額のことだけを多分気にされているわけではなくて、もちろんいろんな生活のライフスタイルがございませぬから、1週間に2回も3回も出ていく私ほど

うしたらいいのとおっしゃった方もいらっしゃいました。当然少ないにこしたことはありませんけれども、多分皆様はいろいろとどうしてこれが有料なのか、村長がおっしゃっていましたとおり、経緯や状況、詳しく村のほうでも説明されているというふうにも伺っておりますが、もう少し、もう少しといたしますか、人に寄り添って、ご高齢になられますと単純に高い、安いとか、それよりも自分の家に来ていただけるというよさがまずあるので、温かくじっくり優しく説明いたしまして、同じ目線でお話をすればきっと、ちょっと時間はかかるとは思いますが、理解して下さると思っております。多分に市街地のみを循環型村民バスとその他を広く回る電話で予約をする乗り合いタクシーとの違いを分かってもらえるのではないかと推察しているところでもあります。そうなりますと、これが理解に及べば、私たちのお出かけに乗り合いタクシーさんが家まで来てくださって、帰りも送り届けてくれるのだよという思いや会話にもつながると思っております。

また、小さなことかもしれませんが、小銭の用意が大変なのだよねというお話を聞きまして、当然利用するわけですからお金というものは発生してまいります。公共の乗り物ですから、回数券とまではいかななくても、先払いで何かパスポートみたいなカードのようなものがあつたりとか、そこにシールとかスタンプ等の利用済みをいただいて、楽しく乗り合いができたとも思いました。視点を変えつつ、また利用者も気軽に電話一本でタクシーが我が家にとロコミしてもらえたら大事かなとも思っております。それこそいろんなところに行きたいという気持ちはあるわけですから、コミュニティーを大切に、お幾つになられても話題の一つに乗り合いタクシーが一番に上がるよう村としても努力が必要ではないかと考えました。

他町村の公共交通の状況も様々ございます。例えば帯広の大空町の十勝バスとのコラボですとか、それから士幌町はタクシーございまして、タクシー券の配付ですとかいろいろございます。どの自治体でも必要不可欠ではありますけれども、そのまちに合ったものでなければ意味がございません。乗り合いタクシーの予約アプリシステム開発がなされまして、今後に向けて明るい話題です。現在の運行状況確認もできますが、ご高齢の方々におかれましてはいかがなものでありましょか。何といたしてもまずは理解と、そして登録、個人情報の同意書などが必要だということも私もお話をさせていただいております。利用の前日夕方5時まで電話も必要ですよと。この点が一番大事かなと思われます。

また、先ほどお話ございましたとおり、村内では民間NPO法人サラリ等でも有償ボランティアの活躍によりまして移動手段として送迎が可能ですが、村民として複数の中から個人のご都合に合わせて選択できるというのは大変よいことかと思えます。

また、村の第6期総合計画の中でも便利に生活できるまちづくりという中にも公共交通とございます。高齢になっても移動しやすい環境、生活基盤の整備とございます。先ほど必要な改善は継続的に実施してまいりたいとの答弁もいただきましたので、よいところ、そしてこれは改善すべきところであるなど点検等も慎重に行いつつ、ぜひとも村民のための利用しやすい村民バスと乗り合いタクシーであるよう期待するところでもあります。特に乗り

合いタクシーが農村地域の利用者の足となるべく、なくてはならない継続性のある頼りになる乗り物となるよう私もPRしてまいりたいと存じますが、村長からも最後に先ほどお話しございました今後スーパーシティ構想等も視野に入れた中での乗り合いタクシー等公共交通体系のビジョンをお持ちでしたら、最後にお伺いしたいと存じます。

○議 長 西山村長。

○村 長 説明の部分で、いろんな会合にも行くようにしておりますけれども、まだまだ足りないと思っていますので、このような新交通体系についての住民の皆様へのご理解の機会を捉えて、積極的にご説明に参りたいというふうに思います。そして、ご理解を得られるように努めてまいりたいというふうに思います。

アプリケーションとかいろんな部分については、本当に興味持っていただいているのはすごく分かるのです。バスの位置が今どこにあるのか分かるのです、新しく開発した村のアプリでは。これは、2021年11月7日から12月10日まで34日間で何と1,109件のアクセスがありました。また、村民バスの把握は1日平均33人の人が見ているというような状況もありまして、このようなアプリケーションの効果もあるのかなというようなことを思っています。

原点は、高齢者の移動手段の確保であります。農繁期において病院に行きたい、あるいはカラオケに行きたい、コミュニティーのカフェに行きたいとかいろんな部分でその移動手段を玄関から玄関まで、これを確保するというのが村の目標であります。スーパーシティも一番最初にドア・ツー・ドアで、5分以内というのはちょっと将来的にあれですけれども、お迎えに行って、そして玄関まで送るとというのが交通体系として今生懸命考えているところであります。その部分をしっかり実行を、今デジタル化の部分でスーパーシティのいかにかわらず非常にそういう波が押し寄せてきていますので、例えば顔認証で車に乗れたり、タクシーに乗れたり、あるいは決済もそれで済んでしまうというような方法もありますし、いろんな形でその部分は進めていきたいなというふうなことを思っています。

様々な課題があるわけですがけれども、本当に先ほども申したようにいろんな部分、課題、今言われただけでもたくさん指摘された部分もありますので、協議会だけではなくて、村が主体的になって皆さんの意見を聞きながら改善に努めてまいって、何よりも何よりも高齢者の移動手段を確保することに徹していきたいというふうに考えております。どうかよろしくお願いたしたいというふうに思います。

以上であります。

○3番小谷議員 ありがとうございました。今後とも期待いたしております。

○議 長 ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村政に関する一般質問を再開します。

順次発言を許します。

1 番、遠藤さん。

○1 番遠藤議員 議長にお認めいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

特別な支援を必要とする児童生徒の教育体制の現状と今後の方向性について。現在本村を含めほとんどの公立小中学校が共同学習の場を持ちながら、基本的には健常児は通常学級で学び、障害児は特別支援学級で学ぶという、括弧つきですけれども、分離教育の形態で行っている。そうした中、2006年の国連総会で採択された障害者の権利に関する条約でこれまでの概念を覆す教育方法として、健常児と障害児と一緒に同じ教室で学ぶインクルーシブ教育という教育方法が示されました。さらに、2011年の改正障害者基本法では、障害児が可能な限り健常児と一緒に教育を受けるようにする教育方法が示された。こうした新しい障害児教育の在り方は、健常児と障害児が同じ場所で一緒に学ぶという点で共通している。教育長に以下の2点について質問いたします。

1 点目、今後村は健常児と障害児の教育体制について現状のまま考えるのか、それとも共に学ぶという方向を検討していくという考えをお持ちなのか。

2 点目として、現在特別支援学級に特別なネーミングをしているが、これによって特別支援を受けている者が特別な子といった差別感を持つのではないかと危惧するところです。

以上の点につきまして教育長のお考えをお聞かせください。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 遠藤議員の特別な支援を必要とする児童生徒の教育体制の現状と今後の方向性についてのご質問に対しお答え申し上げます。

本村では、特別支援教育に関しまして各小中学校に学校教育法で定める特別支援学級を設置しております。同法第81条では、幼稚園、小学校、中学校等においては、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し障害による学習上、または生活上の困難を克服するための教育を行うものとするがあります。また、小学校、中学校等にはそれら教育上特別な支援を必要とするもので、特別支援学級において教育を行うことが適当な児童生徒のために特別支援学級を置くことができるとされており、北海道教育委員会の基準に基づき、本年度は小中学校合わせて10学級を置いているところであります。

一方、ご質問にありました障害者基本法では、教育をうたった条項で国及び地方公共団体は、障害者とその年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図るなど、必要な施策を講じなければならないと定められているほか、児童生徒、保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない、またそれぞれの児童生徒との交

流及び共同学習を積極的に進めることによってその相互理解を促進しなければならない、さらに障害者の教育に関し調査研究並びに人材の確保、資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備、その他の環境の整備を促進しなければならないと規定されております。加えて特別支援に係る学習指導要領では、児童生徒の障害の状態を考慮すると、小中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではなく、個々の実態に応じて自立活動等を取り入れた特別な教育課程の授業時数を確保する必要があると示されております。

質問の1番目であります教育体制の方向性については、当該児童生徒が普通学級の児童生徒と共に授業を受けることがその子の理解や学びにマイナスになるようであれば、本人の気持ち、保護者の考えなども聞き入れながら、個々の状況を見て該当する学級に移動し、授業を行っておりますが、本村ではこれまで申し上げました障害者基本法などにに基づき、健常児も障害児も共に学ぶことができる学校づくりを目指しておりますので、各学校に特別支援教育支援員の配置を継続するなどして、可能な限り普通学級で学校生活が送れるようにするための一番最適な教育環境の充実に努めているところでもあります。各学校においては、これまでも健常者と障害者を区別することがなく、共に学ぶ学校環境を維持しておりますので、多くの皆様のご意見を頂戴し、改善すべきところは改善しながら、これまで同様の対応を図ってまいりたいと考えております。

2点目の学校のネーミングによって差別感を持つのではないかのご指摘ですが、制度上の学級編制においては〇〇障害特別支援学級、例えば知的障害特別支援学級という名称になりますけれども、子どもたちの印象を考慮し、学校の判断で学級名をつけております。特に小学校では花などの名前をつける場合が多いようですけれども、この花の名前が先ほどのような特別支援学級を示す呼び方にはなっておりません。子どもたちの中にも差別感を持った様子は見られないこともありますことから、現状の名称で取り進めたいと考えております。

学校行事などで本村の児童生徒の皆さんは、障害の有無にかかわらず、それぞれが理解し、協力し合って学校生活を送っております。このような学校環境がいつまでも維持できるよう共生社会の構築に向けて教育活動、教育行政に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 私が思うところの話をまずさせていただきますが、そもそも公共的な学校教育というのは、大きく分けると2つ働きの意味があると思うのです。1つは、当然のことですけれども、個々の学力の向上、もう一つは他者との交わりを通じてお互いを認め合い、高め合う、そういった場。これは何を教えるということよりも、いわゆる健常児と障害児が一緒にいることの中でお互いがお互いを知っていくということ、この二面性を持つものでなければならないというふうに私は考えています。共に学び、共に育ち、共に気づき合う、そういった体験のある意味成長過程の中で一番多感な時期、自分を知り始めて、将来こういうふうになりたいなど、こういうところに住みたいなどというようなことをまず受け入れて

いくべきところが小学校、それからその1つ先の中学校というのは、そういう二面性を備えたものであるというふうに思っています。そういった体験を通すことによって、将来を担っていく今の時代の子どもたちが共生社会の実現のために必要な体験の場、学びの場だというふうに位置づけるべきだというふうに思っているところです。

答弁の中にもございましたけれども、健常者と障害者を区別することなくというふうにおっしゃいました。間違いありません。区別はしているのです。健常者、障害者ということ自体がもう区別です。あえて差別とは言いません。共に学ぶ学校環境ということもおっしゃいました。共に学ぶというのは、共に漢字で書いてあります。漢字の場合の共というのは、私辞書で調べたのですけれども、一緒にということです。一緒に学ぶ。今の現行の教育体制でいえば、障害を持っているがゆえに特別支援学級。でも、その子どもたちも通常学級にも籍があるのです、更別の場合。通常学級で勉強する、いわゆる読み書きそろばんという意味の勉強をするに堪えられる、そうすることが決してその子にとってマイナスにはならぬと、同じようなことで、そこに支援の担当の先生もついてという前提がありますけれども、そういう環境を維持していると先ほどおっしゃいました。でも、最初私が2つあると言った中の後から言ったほう、つまり障害を持っている子とそうでない子が一緒に触れ合うことによって心で感じている部分、知識ではなくて、障害があろうが、なかろうが、同じクラスの仲間として云々といった言葉を理解するというのではなくて、感じ取るといいますか、お互い認め合っていく、私の隣の遠藤久雄はいわゆる特別支援学級にも行っているのだと、でもというところだと思うのです。区別することなく共に学ぶ学校環境、全体からすれば普通学級にいるときもあるし、支援学級に行くときもあるけれども、その子の特性に応じて、より意味のある制度というか、組織だというふうにお考えになっているというふうな思いで聞かせていただきました。でも、本当にそれでいいのだろうかというところです。

先ほど障害者基本法の話も出ましたけれども、2006年に国連総会で採択された障害者の権利条約、これの第24条の教育という欄があります。そこは、障害者を完全に包括するという表現がうたわれています。包括というのは、包み込むという訳が一般的かなと思うのですけれども、完全になのです。これ英文で出されたものの中には、日本語で言ったその部分というのはフルインクルージョンというふうに書かれているのです。つまり100%インクルージョンなのです。時によっては通常学級にいて、時によっては支援学級にいるというふうなことはこれには該当しないと、私はそう思っています。これにはというのはフルインクルージョンという。あれは何年でしたか、2006年だったかな、国連総会で採択されたときも言ったかもしれませんが、障害者の権利条約、ここの24条にはそう書かれている。そのすぐ後の2012年、これ文科省の所管になっていますけれども、特別支援教育の在り方に関する特別委員会、これが何回も開かれています。その19回目のその会の中でこのようにうたっているのです。最終的ゴール、特別支援教育を否定は一切していません。それはそれで大切だと。しかし、ゴールは共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育、このシステムを構築するというふうに言い切った形で将来像を明らかにしているのです。私は、この観点から

見ると、今の在り方というのは、そこに向けての今現在の姿として肯定します。だけれども、今後教育長がおっしゃった今の体制を維持していくおっしゃいました。それに関して私はやっぱり疑念を持たざるを得ない。こういう公の特別委員会においてもインクルーシブという表現がうたわれていますし、その前にお話しした国連の総会での決議も同じような方向でうたわれていると。改めてお聞きしたいのですが、そのことに沿った、後段に言ったその2つの世界的な、あるいは国内の文科省の言っているそれを無視してという言い方は語弊があるかもしれませんが、そうではない現在の方向を維持したい、するつもりだというご発言に関して果たしてどうなのかなということですが、私が理由づけした2つの世界的な、あるいは国内でもきちんとした位置づけを持った話合いの中での方向とは違うなというふうに感じざるを得ないのですが、改めてその件に関してのお考えをいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ただいま何点かご質問がございました。初めに、障害者、健常者という、そういう区別の仕方がというお話をされました。私この場でそういう呼び方をしましたけれども、これはあくまで法で呼ばれている呼び方なものですから、そういう呼び方をさせてもらいましたけれども、現場ではそういう呼び方はしないで、サポートが必要な子、あるいは支援が必要な子というような形で、障害者という呼び方はしておりません。まず、その辺については答弁させていただきたいなと思っております。

それとあと、子どもたちについては、学力の向上と、それから共同で生活することによる社会性を身につける、これはまさにそうだというふうに思っております。私は、この特別支援教育で必要とされるものについては、当然学力もありますけれども、やっぱり障害のある子どもたちが積極的に活動し、豊かに生活できるよう同世代の子どもとの交流を通して生活の基盤を盤石にしていく、これがまず重要なことであると。先ほど遠藤議員が言われましたとおり、まさにそのとおりだというふうに思っております。

現状のとおり進めていきたいという話をさせていただきましたが、ただいまの質問の中で、議員の質問の中にもありましたけれども、分離教育の関係で質問もありました。この分離教育につきましては、障害者を特別支援学級あるいは特別支援学校という形で健常者と区別して進めていくというような、そういう内容のものであります。特別支援教育につきましては、文科省も賛否いろいろあるのはいろいろなものを見て承知しております。しかしながら、現状としてこの取扱いについては行われておりますので、本村もそれに基づいた学級の設置をしなければならないということで進めております。

ただ、更別村もインクルーシブ教育の理念、これは大変重要だと思っております。そういう意味で、障害のある子どもたちを通常学級には在籍をさせて学校に通っていただいております。そして、この子どもたちもその学級で、出席番号も普通学級にあります。あるいは、学級通信も普通学級の児童生徒として発信されております。給食も掃除も普通教室の一員として班分けされて一緒にやっております。障害のない子どもたちと同様に教育指導を行

っているところであります。要するにふだんの生活は、周りの仲間と同じように暮らしているということをご理解いただきたいというふうに思います。ただし、その子どもたちが授業を理解をできなかつたり、孤立感を抱いてしまつてはやっぱり意味がないというふうに思います。そういう意味で本人の気持ち、あるいは保護者の考え方なども聞き入れながら、個々の状況を見て該当する学級に移動し、授業をしているということをございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

就学前の保育園、幼稚園では、障害があると思われる子どもたちも保護者、周りの子どももその辺分け隔てなくいろいろ活動しているにもかかわらず、小学校就学時に分けられてしまうということについては、やはり保護者の方も含めて地域とのつながりが断たれてしまうのではないのだろうかというような不安感非常にお持ちだというふうに私も思います。そういうことがないように更別村では障害者基本法の規定に基づき、今後もそういう分け隔てのない共生の社会を目指した学校運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 やっぱりちょっとかみ合わないなというのが正直な印象です。インクルーシブ教育というふうな形での教育体制、要するに特別支援学級がないということなので、インクルーシブという発想の中には、質問の繰り返しになってしまうのですけれども、その方向にいくということは今の段階としては考えていないと、これ確認ですけれども、ということでもよろしいのですね。

○議 長 遠藤さん、最後の質問になりますので、ここで終わると次質問できなくなりますので、もしほかにも聞きたいことがあれば続けて一緒をお願いいたします。

○1番遠藤議員 もう一つのほうは、特別なネーミングということですが。先ほどの答弁いただいた中では、子どもたちの中にも差別感を持った様子は見られないと、だから今のまんま今後も特別なネーミングをしていくというご答弁だったというふうに思います。しかし、障害を持った多くの子どもは、言葉に表せない子って何ぼでもいます。悶々としたまんま誰にこの気持ちを聞いてもらえるのだろう。これが通常学級の中でとっても思いやりがあるとか、いう子がいて、あの人に聞いてほしいというようなことって体験することっていっぱいあると思います。

現に私の娘は障害を持って、特別支援学級でお世話になった経緯がありますけれども、先生が何ページ開いてと言って、何ページが開けない、うちの子はそういう子でした。そして、通常学級で隣に座っている子がそおと教科書を見せて、ここと教えてくれた。そういう体験ってやっぱり大切なのだろうと思うのです、お互いにとって。たつたそういうふうなことが分からないのだ、でもこういうふうになれば理解してもらえたのだ、健常の子はそう思うだろうし、やっぱりこの人とはお付き合いしていくことが自分にとっても障害の壁が少しでも低くなるし、大切にしたい人だなというふうな受け止め方をするというふうな

ことにつながっていくのではないかなというふうに思っているのです。

繰り返しになりますけれども、差別感を持っているようには見受けられないというのは、思いを言葉にできない子がいる、あるいはそのことでもって親がうちの子は特別支援学級で世話になっているというような思いを持つようになってしまうというふうなことは、決して本人、子どもにとってプラスなことではないというふうに思っているのです。それは、将来の共生社会の実現というような意味からしても、とても大事な部分になってくるのではないかなというふうに思っています。でも、このことに関しても先ほどの答弁の中では変えるつもりはないというふうなことでしたけれども、インクルーシブの教育体制ということとそれを成り立たせるための配慮といいますか、合理的な配慮という表現が使われておりますけれども、危惧するようなことはもう削除していくというふうな方向性をぜひ考えていただきたいなというふうな私としての思いを改めてお伝えするというところで、新たな質問にはなりませんけれども、よろしくご配慮いただければというふうに思っています。

以上です。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 最初の質問でありますインクルーシブ教育の取扱いなのですけれども、本村で特別支援学級を置いているのは、あくまで学校教育法に基づいて設置しております。それによりまして教員も配置されるというようなことで進めているところであります。その中で、先ほども申し上げましたけれども、子どもたちにつきましては極力健常者の子どもといえますか、普通の子と一緒に学べるような、あるいは生活ができるような、そういう体制を各学校で進めております。そういうことで、あくまで特別支援学級は設けておりますけれども、その進め方につきましてはインクルーシブ教育、つまり障害のある子どもたちを通常学級に在籍させ、障害のない子どもたちと同様に教育指導をするというような内容のインクルーシブ教育の実態に沿って進めていきたいというふうに考えて、先ほど現状のまま進めていきたいということで答弁をさせていただいたところであります。

それとあと、特別なネーミングの関係なのですけれども、私もいろいろ調べてみました。小学校でいえば管内で81校あるのですが、全部が全部調べ切れなかったのですけれども、81校中73校について実態をつかめまして、73校中72校が花などの名前で特別支援学級をクラス分けしているところであります。それ以外は1校ということで、これがそうだから問題ないということではないのですけれども、管内の実態がそういう実態にあるところも考えて、その呼び方が支援学級そのものを示しているものではないということも判断いたしまして、当面この名前で、学級でいきたいなというふうに考えております。

それとあと、学校からそれに対する子どもたちへの差別感、問題がないと私が答弁したという部分について指摘がございました。確かにそれを声に出せない子もいるのだというふうに思います。そういう部分の声につきましては、支援学級には担任の先生もついておりますので、先生方にはきちんとサポートしていただいて、その声を拾っていただいて、そういうような気持ちにならないような対応を進めていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、学校につきましては、教員がその子どもたちにそれぞれサポートしていただいておりますけれども、将来共生の社会を進める上で先生がその支援を必要とする子どもたちの前で指導するのではなくて横に立って子どもたちをサポートしてもらえりような、そういう体制で子どもたちを成長させていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○1番遠藤議員 私以上で。ありがとうございました。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時20分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議 長 お諮りいたします。

休憩中に村長から議案第98号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第10号)の件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第10号)の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第98号

○議 長 日程第3、議案第98号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第10号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第98号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第10号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,244万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億687万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。まず、歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに思ひます。款3民生費、

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費で2,244万5,000円を追加し、補正後の予算額を2億1,840万6,000円とするものであります。一般会計補正予算(第9号)で追加補正いたしました子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付に関わる経費につきまして、クーポン券で給付することとされている残りの5万円相当分を先行給付と合わせて10万円を年内現金一括で給付することとし、所要の追加を行うものであります。説明欄にまいりまして、(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業、節10需用費で消耗品費2万円を追加するものであります。節11役務費で通信運搬費、郵便料2万5,000円を追加するです。節19扶助費で児童福祉扶助費、子育て世帯への臨時特別給付金2,240万円を追加するものであります。

次に、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、2,244万5,000円を追加し、補正後の予算額を19億6,300万3,000円とするものであります。新型コロナウイルスに関する子育て世帯への臨時特別給付金ということで、昨日の予算委員会の総理の発言にもありましたように村において一括して10万円を年内に支給したく、この補正を提案させていただきました。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第98号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第10号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議員の派遣の件

○議 長 日程第4、議員の派遣の件を議題といたします。

令和4年1月21日に村内で開催される村づくり懇談会に全議員を、令和4年2月上旬に中札内村で開催される2村議会議員交流会に全議員を派遣いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、令和4年1月21日の村づくり懇談会に全議員を、令和4年2月上旬の2村議会議員交流会に全議員を派遣することに決定しました。

◎日程第5 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第5、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は公共施設及び村有林の復興状況について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和3年第4回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時27分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3年12月14日

更別村議会議長

同 議員

同 議員